

Q 三六協定の本社一括届けの要件は

A 三六協定は労働基準法の適用単位である各事業場ごとに締結する必要がある、その届け出もそれぞれの事業場を管轄する労働基準監督署長あてに行うのが原則です。

例外として、一定の要件を満たしている三六協定に限って、複数の事業場を有する企業において本社の使用者が一括して本社を管轄する労働基準監督署長に届け出を行った場合、本社以外の各事業場の所轄労働基準監督署長に届け出があったものとして取り扱うこととされています（平 15.2.15 基発第 0215002 号）。

本社一括の届け出が認められる要件とは、①本社と全部または一部の本社以外の事業場に係る協定の内容が同一であること、②本社の所轄労働基準監督署長に対する届け出の際には、本社を含む事業場数に対応した部数の協定を提出すること、とされています。

「同一」とは、様式第 9 号における記載事項のうち、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地（電話番号）」、「労働者数」以外の事項が同一であることが必要です。

したがって、「協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名及び氏名」及び「使用者の職名及び氏名」もすべての協定について同一であることを要するため、労働組合が、一括して届け出がなされる各事業場ごとにその事業場の労働者の過半数で組織されていない場合や、また、その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がたいため、労働者の過半数を代表する者が労働者側の締結当事者となっている事業場については、別個に届け出ることが必要となります。